

令和6年2月6日
世田谷保健所
住民接種担当課
感染症対策課

新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況及び令和6年度以降の方針について

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況及び令和6年度以降の方針について以下のとおり報告する。

1 令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況

(1) 接種回数、接種率等（令和6年1月25日時点）

個別接種327か所、集団接種3か所（12月16日をもって終了）で実施

① 令和5年9月20日以降の接種状況

新型コロナウイルスワクチン年代別接種状況			
対象	対象人口（人）	接種済み数(人)	接種済み割合
総数(0歳～)	918,568	138,225	15.0%
高齢者(65歳～)	187,700	86,387	46.0%

②接種回数別内訳

新型コロナウイルスワクチン年代別接種状況									
対象	対象人口（人）	1回目接種 済み数(人)	1回目接種 済み割合	2回目接種 済み数(人)	2回目接種 済み割合	3回目接種 済み数(人)	3回目接種 済み割合	4回目以上 接種済み数(人)	総接種回数 (回)
総数	918,568	741,783	80.8%	737,597	80.3%	613,275	66.8%	782,951	2,875,606
高齢者 (65歳～)	187,700	192,144	102.4%	191,585	102.1%	181,379	96.6%	472,352	1,037,460
小児 (5歳～11歳)	51,886	8,062	15.5%	7,698	14.8%	3,654	7.0%	1,252	20,666
乳幼児 (6か月～4歳)	31,147	1,325	4.3%	1,214	3.9%	908	2.9%	309	3,756

※接種済み数には、接種後に転出した方等も含む。

(2) 健康被害救済制度の申請件数

申請種別	申請数（累積）	認定数	否認数	審査中の数
合計	65	27	3	35
医療費医療手当等	61	25	3	33
死亡一時金・葬祭料	4	2	0	2

※審査中の数には、国の審議会及び区健康被害調査委員会の審査中を含む。

2 令和6年度以降の方針

(1) 国の決定内容

①令和6年度以降の接種概要

接種の目的等	重症化予防を目的に、新型コロナ感染症を予防接種法上のB類疾病とし、法に基づく定期接種として実施※1
接種の対象者	ア 65歳以上の高齢者 イ 60歳以上64歳で重症化リスクの高い方※2
接種のタイミング	年に1回、秋冬を想定
用いるワクチン	流行主流のウイルスやワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて、ワクチンのウイルス株を毎年選択

※1 定期接種の対象者以外であっても、任意接種として接種の機会を得ることができる。なお、任意接種の場合、接種費用は全額自己負担となる。

※2 心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫機能に障害がある方のうち、1級相当の身体障害者手帳をお持ちの方（範囲は季節性インフルエンザの定期接種と同じ）

②令和6年度以降の国庫補助

これまで新型コロナワクチン接種に係る費用は、新型コロナワクチンが国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病に係る臨時接種であることから全額国負担とされており、国はこれまで上限額の見直しを行いながら補助事業を継続してきたが、令和6年度以降、新型コロナワクチンが定期接種におけるB類疾病に位置づけられることに伴い、令和5年度末をもって、現在の国庫補助制度は廃止されることが示された。

定期接種後の費用については、予防接種法に基づき市町村の負担となる（低所得者以外から実費徴収可能）。なお、定期接種におけるB類疾病の場合は地方交付税で3割補填されるが、特別区は地方交付税不交付団体のため歳入はない。

(2) 令和6年度接種見込み

高齢者及び重症化リスクの高い者 約84,700人

3 区の対応

(1) 接種体制

定期接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則としている。

令和6年度以降は新型コロナワクチンの一般流通が行われる見込みであること、また、令和6年度の個別接種の接種可能数は、接種数を上回る見込みであることから、令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、他の定期接種と同様、医療機関での個別接種を原則とする。

(2) 集団接種

原則、集団接種は実施しない。ただし、今後、感染者や死者の急増につながる恐

れのある危険な変異株の出現などにより、国からの指示で接種対象者を拡大して早急に接種を実施しなければならない緊急の場合には、集団接種の体制を整える。

(3) 施設入所者等

高齢者、障害者施設での接種は、令和5年度中に巡回接種から嘱託医等による接種に移行している。令和6年度以降も引き続き、嘱託医等による接種を基本とする。

(4) 個別接種への支援策

個別接種を中心とする接種体制が概ね整ったと考えられること、また、現在の国庫補助制度は廃止されることから、国庫補助の範囲内で実施してきた支援策（予約システムの提供、接種記録の代行登録等）は令和5年度末をもって終了する。

(5) 接種券の発送

特例臨時接種の終了に伴い、国統一様式の接種券の発送は終了する。

令和6年度以降は、65歳以上の対象者に対し、定期接種実施の開始約1週間前を目途に予診票等を発送する。それ以外の対象者については申請に基づき発送を行う。

(6) コールセンター・予約受付体制

集団接種会場の予約受付を行わないことから、世田谷区新型コロナワクチンコールとしての運営及び予約システムの稼働は令和5年度末をもって終了とする。

令和6年度以降は、予防接種全般の相談を受け付けるコールセンターを新たに設置する。

(7) 区民周知

区のおしらせ、区HP、区SNSでの区民周知を行う。

なお、これまで希望者のみに実施していた区公式LINEによるセグメント配信は、普及啓発の観点から区公式LINE登録者への一斉配信に変更する。

4 区民利用施設の予約開始について

集団接種を継続する場合の会場予定地として令和6年4月以降の区民利用の予約を一部制限していた以下の施設について、下記のとおり予約を開始する。

なお、いずれの施設においても、下表に記載の利用月以降は各施設の利用案内等に基づき予約申込みを受け付ける。

施設名	利用月	予約（抽選申込み）開始日
保健医療福祉総合プラザ 研修室等	4月利用分	2月 1日（木） ※1
玉川区民会館 集会室	4～6月利用分	1月 22日（月） ※2
	7、8月利用分	2月 20日（火） ※2
烏山区民会館 集会室	8月利用分	1月 22日（月） ※2
	4～7月利用分	2月 15日（木） ※2
烏山区民センター 会議室等	4月利用分	2月 1日（木） ※3

- ※1 優先団体の利用申込みは、1月4日から条件付きで受付開始済である。
- ※2 施設により予約方法・予約開始日が異なる。予約方法等詳細については1月12日から区ホームページにて周知済である。
- ※3 従来どおり、利用日の2ヶ月前の月の1日から抽選申込みを開始する。

5 経費（概算）

406,289千円（接種にかかる医師会委託料等）

※接種単価は国が示した標準金額、自己負担額は高齢者インフルエンザと同じ割合（接種単価の半額程度）で算出

6 その他

接種単価については、今後の三者協において協議事項となる見込みである。

7 今後のスケジュール（予定）

3月31日	特例臨時接種終了
令和6年秋冬頃	定期接種開始